樹木等維持管理業務委託共通什様書

1 植物管理の目的

(1) 植物管理の特質

植物管理は、剪定・病虫害防除・施肥・灌水等を通じ、植物の健全かつ均整のとれた生育を促し、植栽目標に近づける「育成管理」を基本とする。この点において、当初の機能・性能・価値を維持する「施設の維持管理」とは性格が異なることに留意すること。

(2) 植栽目標

植栽の目標形は樹種・植栽場所など条件により様々であり、目標形を監督職員と協議し、 確認した上で適切な管理を行わなければならない。

2 適用範囲

- (1) 樹木等維持管理業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、市川市が発注する公園、緑地、施設および街路樹その他樹木等維持管理業務に係わる委託契約書(以下「契約書」という。)の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって 定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、数量表および共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続 しなければならない。但し、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限 りではない。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書(これらにおいて明記されている適用 すべき諸基準を含む。)を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行う権限を有する者をいう。

4 業務担当に関する事項

4-1 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に 当該作業現場においてその職務に従事するものとする。
- (3) 業務責任者は、市民からの問い合わせや要望があった時は真摯に対応すること。また、 受託業務外の内容についてはその内容を監督職員に連絡すること。

4-2 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を 再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行っては ならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名 停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 提出書類及び納品図書など

5-1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全 管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督 職員の承諾を得ること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、 監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表 (業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等)
 - エ) 使用機材、車両(車検証の控え等)
 - 才) 主要材料(MSDS等)
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画(出来形管理、品質管理、写真管理等)
 - ク) 安全管理(安全訓練等の実施)
 - ケ) 緊急時の連絡体制(休日の連絡先、救急病院への案内図等)
 - コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備

- ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

5-2 作業写真

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。尚、夜間撮影において は高感度(ISO400以上)カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、 ただちに提示しなければならない。

5-3 納品図書

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、納品図書として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
 - ア) 出来高数量表(平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること)
 - イ) 実施工程表(計画工程表と比較できるもの)
 - ウ) 打ち合わせ記録簿 (Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと)
 - エ) 作業報告書(作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの)
 - オ) 各種伝票の写し(主要材料、発生材等)および集計表
 - カ) 作業写真(作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を 写しこむこと)
 - キ) 安全教育等記録の写し
 - ク) 農薬使用記録簿の写し
 - ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

6 業務上の注意事項

6-1 業務の協議・連絡

- (1) 監督職員との協議・記録
 - ア) 受託者は業務着手にあたり監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項 などを良く理解したうえで、作業計画を作成し、各々の作業を適切に行うこと。
 - イ)協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。 特に、業務上の重要点や施行原 則を変更する場合などは丁寧に記載すること。
- (2) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に 連絡すること。
- (4) 作業中、以下のような問題・異常を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
 - ・人、車等の通行箇所において、安全性に問題が生じる可能性がある場合(倒木、枝 折れ等)
 - ・樹木、草本の異常(病虫害など)を発見した場合
 - ・そのほか、樹木以外の異常(防犯・防災に関する異常など)を発見した場合。

6-2 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6-3 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不 快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利 用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

6-4 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

6-5 廃棄物の処理

- (1) 業務で生じるによる発生材(剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など)については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
 - 但し、特記事項のあるもの(草刈・芝刈における「刈りっぱなし、集草まで、運搬まで」など)は この限りではない。
- (2) 業務で生じる発生材以外の塵芥については1箇所に収集・分別し、その処理について は監督職員と協議すること。

7 業務上の義務・責務

7-1 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に新規入場者教育および安全衛生教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育(KYK) 等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を 配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確 保に努めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し(日時、内容、参加者、状況写真等)、

写しを納品図書と合わせて提出すること。

7-2 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の 目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

7-3 法令順守等

- (1) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受 託者の責任において処理するものとする。
- (2) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し許可条件を遵守すること。

8 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員 に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

9 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、千葉 県土木工事共通仕様書「植栽・緑地管理編」を参考に監督職員と協議し、決定するも のとする。

自然観察園草刈業務委託特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 自然観察園草刈業務委託
- 2 業務目的 本業務委託は、大町公園自然観察園湿地内の草刈及び耕起を行って、 大町公園の適正な維持管理を目的とするものです。
- 3 委託場所 市川市大町284番地1
- **4 委託期間** 令和7年12月10日 ~ 令和8年2月20日

5 業務内容

ア)業務内容・数量

名 称	規格	単位	予定数量	備考
草刈A		m²	818	
草刈B	20m以下小運搬あり	m²	2, 344	
草刈C	40m以下小運搬あり	m²	796	
草刈D	180m以下小運搬あり	m²	8, 776	
耕起、揚土		m²	100	

※作業範囲などについては、監督職員の指示若しくは監督職員と立ち会って決定すること。

イ) 実施条件

○実施環境

- ・大町公園内の作業であり、管理用通路幅は2~4m程度である。
- ・草刈B、C、Dの一部は湿地帯である。
- ・草刈C、Dの木道通路幅は1.2mである。

○実施上の留意事項

- ・自然観察園湿地は湧水も見られる自然豊かな場所であり、希少な植物、昆虫及び、 野生の動物が生息している場所である。生物環境への配慮が特に必要なことから、 作業前に自然博物館職員と立ち会って残す必要がある希少な植物について確認する こと。
- ・強風時、土日祝日及び年末年始の作業は不可とする。
- ・作業中は必ず迂回路又は歩行者の通行帯を確保すること。
- ・原則として、作業時間は8時から17時までとする。
- ・草刈C、Dの木道及び休憩所部分は草刈面積から除外している。
- ・希少樹種周りの作業については、希少樹種を傷つけないように留意すること。
- ・草刈C、Dについては迂回が必要なため作業開始の14日以上前に、大町公園各入口及び必要な箇所に周知看板(A3サイズ以上)を設置して周知を徹底し、規制時においては立看板の設置及び誘導員を配置して木道利用者の安全な通行を確保すること。
- ・公園内は必ずハザードランプを点灯させ、最徐行で通行すること。
- ・打合せ等で動植物園内に入る場合は感染症対策のため、入場ゲート等に設置している消毒マット、消毒槽を利用して靴底及び車両の消毒を徹底すること。

6 業務担当に関する事項

- ア)業務責任者の資格
 - ・業務責任者は「1級または2級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

- ○草刈
- ア) 現場状況に応じ、適切な機械・手法(肩掛式、ハンドガイド式、人力など)を用いて作業を行うこと。
- イ) 樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設などが損傷しないよう注意すること。
- ウ) 刈込高(通常1~3 cm以下) などは、監督職員と十分に協議し決定すること。
- エ)機械を用いて草刈を行う場合は、ネットなどによる養生を十分に行い、公園利用者 などへの飛石、防塵対策を徹底すること。

- オ) 草刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受 託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。
- カ) 刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- キ) 樹木に絡まっている蔓性植物もすべて地際で刈り取ること。
- ク) 草刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、伐採木より 枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ケ) 草刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。なお、清掃費は別途計上せず、 草刈の各単価に含めるものとする。
- コ) 発生材が、池・小川に流れ出ないように注意すること。
- サ) 刈草の収集、清掃及び小運搬を行うときは、刈草や塵埃が飛散しないように注意し、 公園利用者などへ迷惑が掛からないようにすること。
- シ) 枯葉は刈草と合わせて場外処理とし、ゴミについては分別した後に動植物園内ゴミ 置き場に集積すること。

○耕起、揚土

- ア) 草刈Dエリアにおいて草刈終了後に行うこと。なお、作業か所については監督職員 と立ち会って決定するものとする。
- イ) 耕運機、管理機を用いて深さ20cm程度まで耕起を行うこと。
- ウ)人力にて耕起したか所を掘り起こし、水田のように水が溜まる(約5~10 cm)ようにすること。

8 報告書

①提出書類

提出書類については、共通仕様書5に準拠すること。

②成果品関係

- ア)成果品(完成品」を委託期間満了日までに提出すること。
- イ) 原則として成果品の提出方法は書面による提出とする。
- ウ)草刈において委託者から数量の指示があった場合は、指示及び提供された数量をもって出来高とし、求積図及び平面図を省略することができるものとする。ただし、委託者から提供された数量が現地と大きく相違がある場合、求積図などを修正し提出す

ること。

- エ)業務集計表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。(各単価において請求段階で小数点以下を切り捨てること)
- オ) 原則としてデジタル写真撮影とし、「土木工事写真管理基準 国土交通省」に準じて撮影を行うこと。
- カ) 写真撮影に当たっては、カメラの日時を正確に合わせること。

9 添付資料

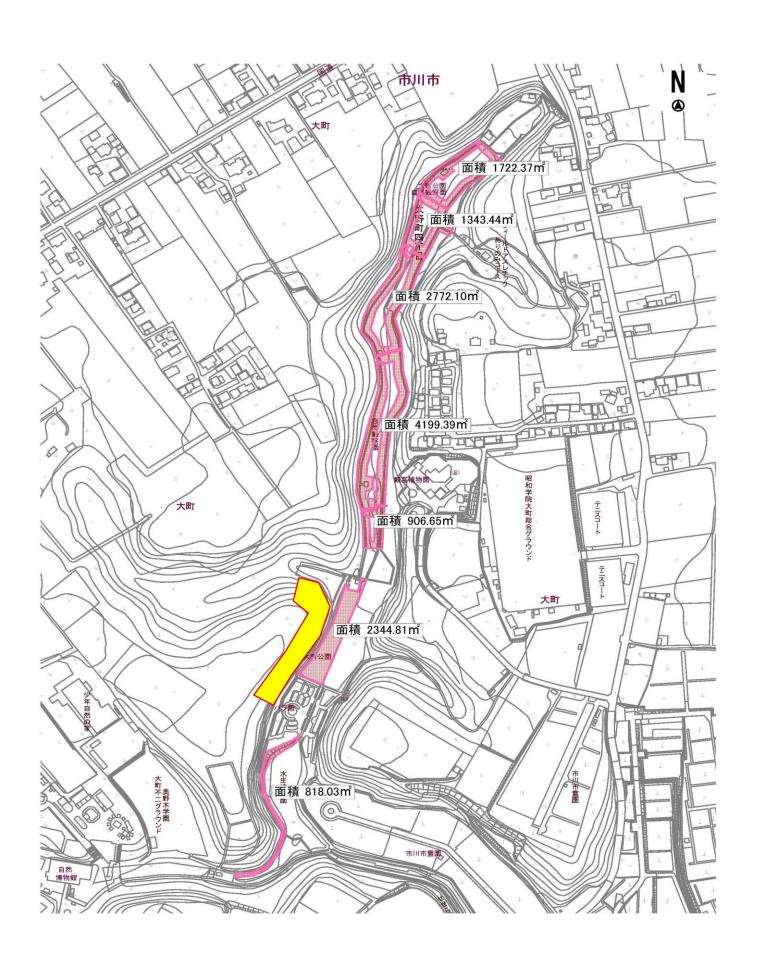
・作業全体図 ・・・別紙1

・草刈A、B箇所図 ・・・別紙2

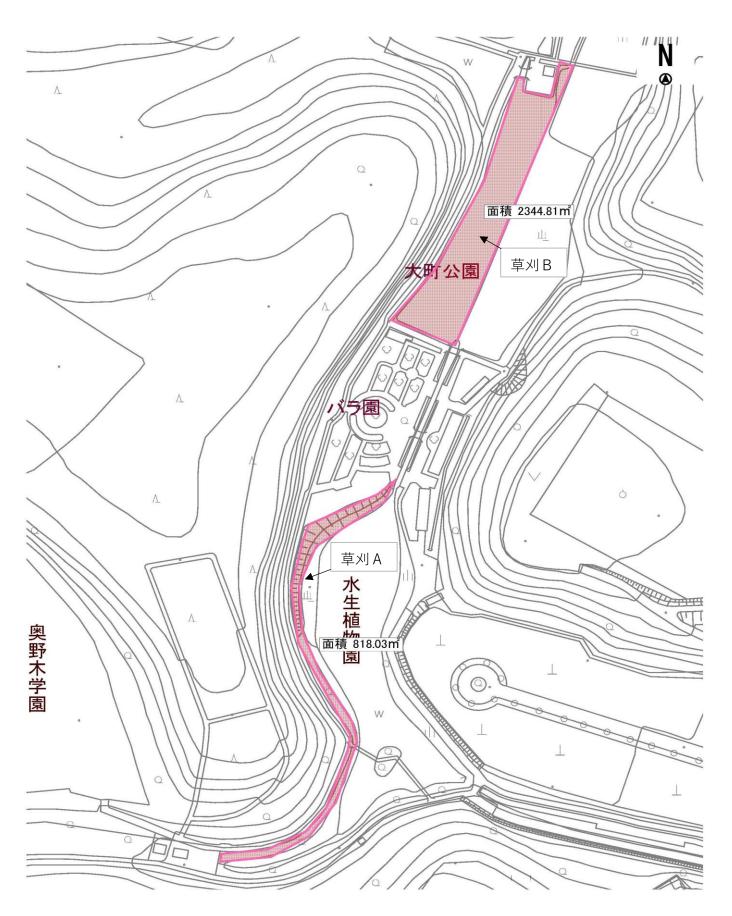
・草刈C、D箇所図 ・・・別紙3

・草刈D箇所図 ・・・別紙4

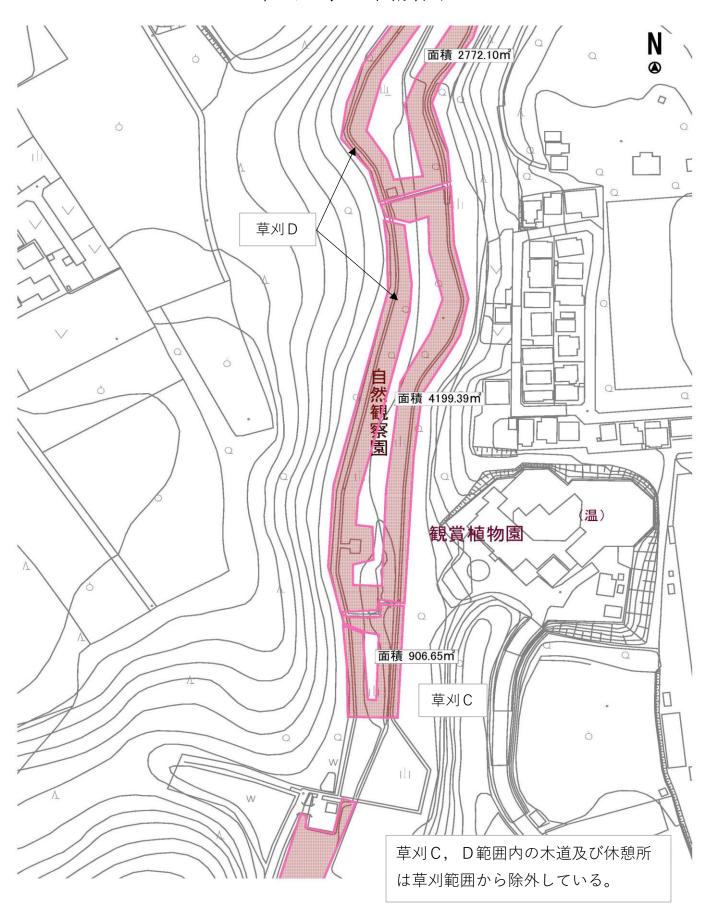
・完了届・・・別紙 5



草刈A、B箇所図



草刈C、D箇所図



草刈D箇所図



完 了 届

令和	年	日	日
11 J.H		Л	\vdash

市川市長

住 所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、届出をします。

1.	委託事務 (事業名)					
2.	施行(納入)場所					
3.	契約年月日	令和	年	月	日	
4.	委託金額					円
5. 委託期間	委託期間	令和	年	月	日	から
	× 110 /93 114	令和	年	月	日	まで
						から

6. 完了年月日 令和 年 月 日